

## 三重大学オープンアクセス方針 解説

情報ライブラリーセンター

令和4年11月22日

### (目的)

1. 三重大学（以下「本学」という。）は、基本理念に基づき、研究成果を積極的に社会に還元することを目指す。その一層の促進のため、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

- 「オープンアクセス」は、学術論文等が、インターネット上に無償で公開されることを指します。

### (論文のオープンアクセスによる公開)

2. 本学は、本学に在籍する教職員による学術論文（共著を含む。以下「論文」という。）を、オープンアクセスにより広く無償で公開する。公開の方法は、三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE(以下「機関リポジトリ」という。)のほか、オープンアクセスジャーナルへの掲載等、当該教職員が選択できることとする。なお、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

- 本方針の対象者は、三重大学に在籍する常勤の教職員とします。
- 公開の方法は、以下のいずれかの方法から選択できるものとします。
  - (1). 三重大学学術機関リポジトリ研究成果コレクション MIUSE（機関リポジトリ）に登録する。
  - (2). オープンアクセスジャーナルに掲載する。
  - (3). ジャーナルのオプションを選択し、論文単位でオープンアクセスにする。
  - (4). 外部の機関が設置するリポジトリ※への登録やプレプリントサーバへの掲載など、その他の方法でオープンアクセスにする。  
※共著者の所属機関のリポジトリ、分野別リポジトリ等
- 方針の対象者ではありませんが、非常勤講師、有期雇用者、名誉教授、大学院生、学部学生も、本学の機関リポジトリへ学術論文を登録し、オープンアクセスで公開することができます。

(論文の提供)

3. 教職員は、機関リポジトリによる公開を選択する場合は、論文が掲載されてからできるだけすみやかに、機関リポジトリで公開可能な版を本学に提供する。機関リポジトリに関わる事項は、「三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE 運用指針」に基づき取り扱う。

- 著作権が出版社に譲渡されていても、出版社の多くが著者最終稿のリポジトリでの公開を許諾しています。また出版社の条件は情報ライブラリーセンターが調査しますので、確認に係る負担はありません。
- 本学の機関リポジトリによる公開を選択する場合は、以下の手順で進めてください。
  - (1). 共著者から登録の許諾を得てください。
  - (2). 受理された論文の著者最終稿をお手元に保存しておいてください。
  - (3)-1. 教員活動データベースに学術論文を登録する際、「登録依頼」欄にチェックしてください。
  - (3)-2. 情報ライブラリーセンター機関リポジトリ担当にメールで登録を依頼することもできます。
  - (4). 情報ライブラリーセンター機関リポジトリ担当が出版社の条件を確認後、ファイル送付等の依頼をしますので、著者最終稿をお送りください。

(適用の例外)

4. 第2項にかかわらず、オープンアクセスジャーナルへの掲載等をしない場合で、契約等の理由により機関リポジトリでも公開できない場合又は機関リポジトリで公開可能な版は公開に適切でない当該教職員が判断した場合、当該論文を本方針の適用外とすることができる。

- 「契約等の理由」とは、次のような理由が想定されます。
  - ・ 出版社が、著者最終稿の公開を許諾していない。
  - ・ 共著者の合意が得られない。
- 「公開可能な版は公開に適切でない」とは、著者最終稿の形式では、論文の意図が正確に伝わらない等の支障が生じるようなケースが想定されます。
- 教員活動データベースの「登録依頼」のチェックがないものは、機関リポジトリ以外で公開済み、もしくは著者最終稿が公開できない又は公開に適さないと判断されたものとみなします。

(適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された論文には、本方針は適用されない。

- 本方針が施行される以前に発表された論文に遡っての適用は行いませんが、機関リポジトリへの登録が可能です。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。